

支部長 各位

一般社団法人 兵庫県薬剤師会
会長 三宅 圭一

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

平素は、本会会務に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして兵庫県保健医療部薬務課より通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、下記ご確認のうえ、周知のご協力をお願い申し上げます。ご多忙の折、恐縮ではございますが何卒よろしくお願いいたします。



(電子メール施行)
薬第2192号
令和6年12月20日

一般社団法人兵庫県薬剤師会長 様

兵庫県保健医療部薬務課長

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行等について

このことについて、令和6年12月12日付け医薬発1212第1号により厚生労働省医薬局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、改正の趣旨等は下記のとおりですので、貴会員に対し、周知くださいますよう御配意お願いいたします。

記

1 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

2 施行期日

この法律は、令和6年12月12日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

(1) 本改正法附則第6条及び第29条の規定

令和5年12月13日

(2) 本改正法第2条及び第4条並びに附則第4条、第5条第2項及び第10条の規定

令和7年3月1日

3 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」等と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用される。

担当：薬務対策・捜査班 藤元

TEL 078-362-3270

FAX 078-362-4713